

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2018年11月22日
【計算期間】	第19期(自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
【ファンド名】	さわかみファンド
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	川上 隆
【連絡場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【電話番号】	03-5226-7791
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意の上、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	
		資産複合

・商品分類の定義

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

追加型投信・・・・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

内外・・・・・・目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

資産複合・・・・・・目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回 (隔月)	欧州	あり (適時ヘッジ)
一般			
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	
その他債券			
クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	なし
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 (株式、債券)		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

・属性区分の定義

〔投資対象資産〕

資産複合・・・・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分変更型・・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度〕

年1回・・・・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

〔投資対象地域〕

グローバル・・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

〔為替ヘッジ〕

為替ヘッジあり・・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご確認いただけます。

<一般社団法人投資信託協会ホームページアドレス> <https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。

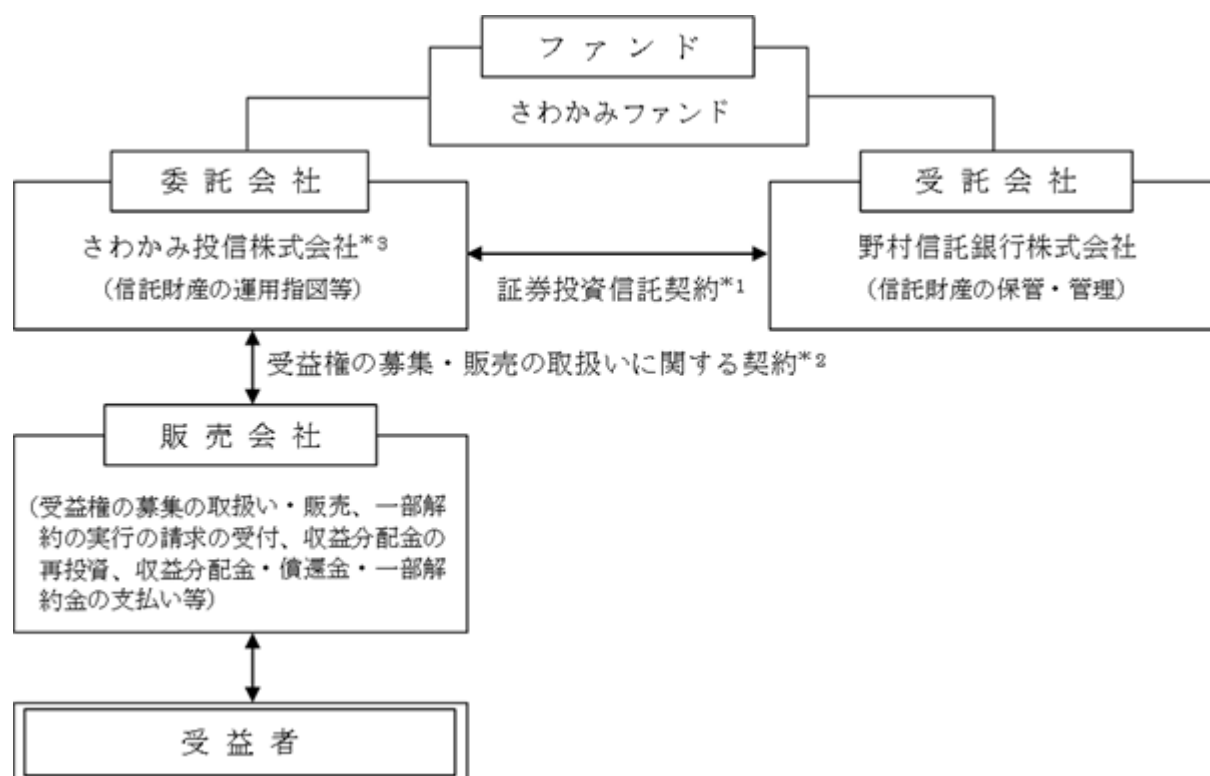
また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

（２）【ファンドの沿革】

1999年8月24日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2002年3月9日	50万円以下の一部解約に係る信託財産留保金を免除
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2014年3月7日	信託財産留保金の撤廃

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



*1受託会社との契約

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

*2販売会社との契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

*3さわかみ投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

委託会社の概況

イ．資本金の額(2018年9月末日現在)

320百万円

ロ．会社の沿革

1996年7月4日 さわかみ投資顧問株式会社設立
 1996年7月31日 投資顧問業登録(関東財務局長第664号)
 1999年4月23日 さわかみ投信株式会社へ商号変更
 1999年5月27日 証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)
 2013年12月4日 確定拠出年金運営管理業の登録(第763号)

ハ．大株主の状況(2018年9月末日現在)

名称	住所	所有 株式数	所有 比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区一番町29番地2	3,600株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。

投資態度

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。

当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

運用の特色

当ファンドでは上記のスタイルを一貫し、これを変えることは致しません。(資金動向や市況動向により、このような運用ができない場合もあります。)

なお、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証券

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。）

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

チ．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

リ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

カ．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

コ．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

タ．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

レ．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

ネ．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ．外国の者に対する権利で、ナ．の有価証券の性質を有するもの

なお、イ．の証券または証書、ヲ．ならびにレ．の証券または証書のうちイ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロ．からヘ．までの証券およびヲ．ならびにレ．の証券または証書のうちロ．からヘ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワ．の証券およびカ．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

へ．外国の者に対する権利でホ．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

イ．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

ロ．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

ハ．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

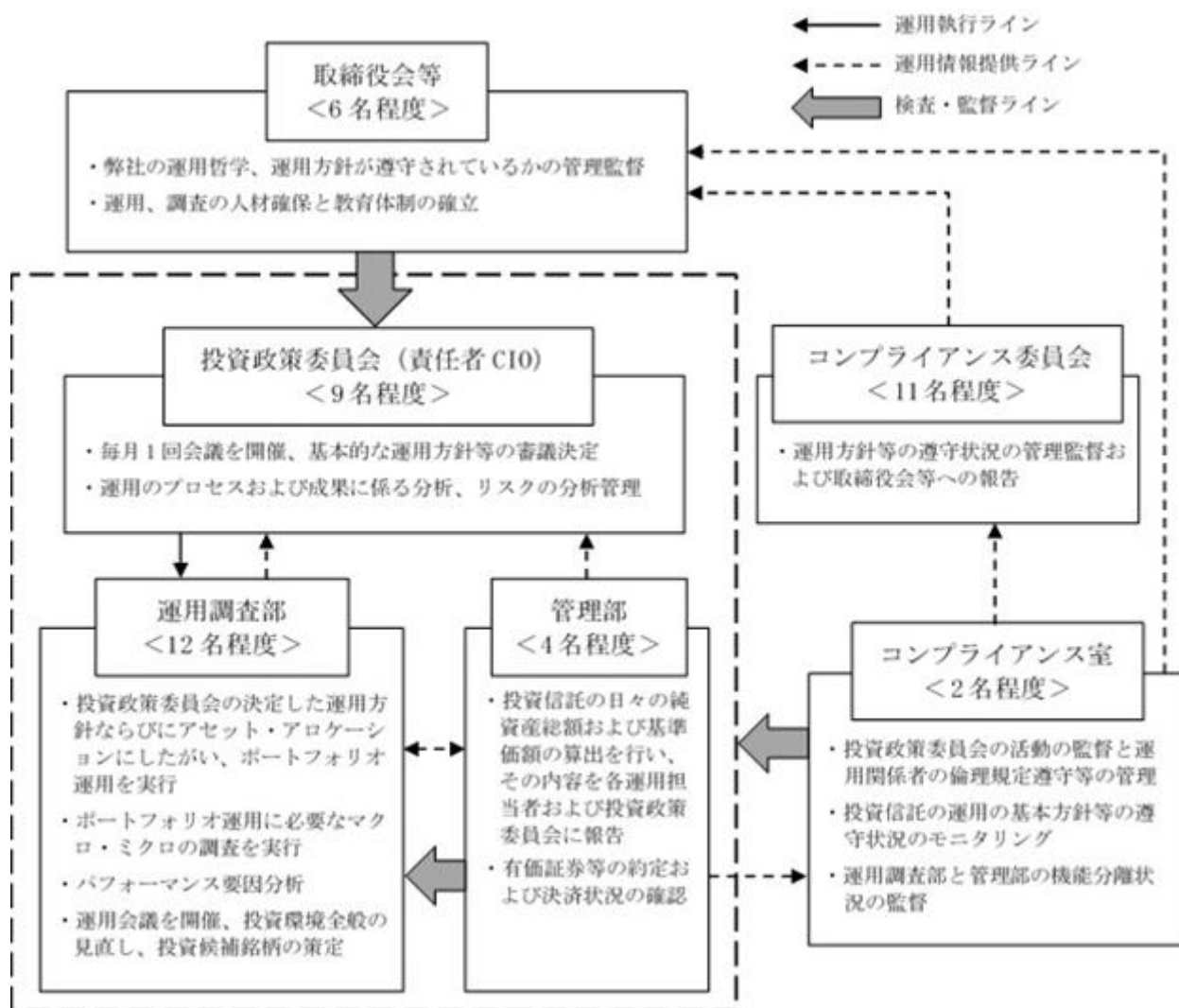
ヘ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
当ファンドの運用体制等は以下のとおりです。



社内規程

信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、さらに適宜その事務遂行能力をモニタリングしています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（注）運用体制等は、2018年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

当ファンドは、毎決算時（毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行わないこともあります。）

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額を、当ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

（５）【投資制限】

追加型証券投資信託『さわかみファンド』約款(以下「信託約款」といいます。)に基づく投資制限

イ．株式への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

株式への投資には制限を設けません。

ロ．外貨建資産への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

ハ．投資信託証券への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資には制限を設けません。

ニ．デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ．投資する株式等の範囲(信託約款第15条)

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)前(イ)に関わらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ヘ．信用取引の指図範囲(信託約款第16条)

(イ)信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ロ)信託財産の一部解約等の事由により純資産総額が減少し、前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとします。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

(イ)信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図は次の範囲内で行うものとします。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

チ．特別の場合の外貨建有価証券への投資(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

リ．資金の借入れ(信託約款第31条)

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および「金融商品取引法」ならびに関係法令に基づく投資制限

イ．同一の法人の発行する株式の取得割合（投信法第9条および同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

ロ．投資運用業に関する禁止行為（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、基準価額は変動等の影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。

したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

ビジネスリスク

組入れ資産の発行者の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

ファンド資産の流出によるリスク

多額の解約が一時にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

(2) その他留意点

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして取扱っております。

(3) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。

投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握することで管理しております。なお、価格変動リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

流動性リスク

流動性リスクは、市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することで管理しております。なお、流動性リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

ビジネスリスク

ビジネスリスクは、発行会社の業績や財務内容等の分析などを行うことで管理しております。なお、ビジネスリスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

為替変動リスクおよびカントリー・リスクは、金利・為替・証券価格等の価格変動状況の把握に努め、国際情勢等を分析することで管理しております。

ファンド資産の流出によるリスク

ファンド資産の流出によるリスクは、キャッシュポジションの見直しを行うことで投資政策委員会が管理しております。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、2018年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

- 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間に於ける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

< 手数料等の照会先(委託会社) >

照会先	さわかみ投信株式会社
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.08%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.594% (税抜年0.55%)	年0.378% (税抜年0.35%)	年0.108% (税抜年0.10%)
ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

なお、信託報酬は、毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。

また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(注)税率は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は2000年4月1日算出の基準価額より適用されたので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし、同一ファンドを複数の委託会社および販売会社で取得する場合については当該委託会社および販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の委託会社および販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)個人の受益者の場合には、一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

イ．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することができます。なお、配当控除の適用はありません。

一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

(注)損益通算について

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債券等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算が可能です。
また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

(注)少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ロ．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入制度は適用されません。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

(注)上記は、2018年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2018年9月末日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		294,230,737,965	88.38
	日本	293,937,216,300	88.30
	アメリカ	293,521,665	0.09
預金、その他の資産(負債控除後)	-	38,668,728,757	11.62
合計(純資産総額)		332,899,466,722	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国 / 地域別の内訳です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位30銘柄

(2018年9月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日本電産	電気機器	1,025,000	15,250.00	15,631,250,000	16,345.00	16,753,625,000	5.03%
日本	株式	花王	化学	1,500,000	8,270.00	12,405,000,000	9,174.00	13,761,000,000	4.13%
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	3,000,000	4,045.00	12,135,000,000	4,293.00	12,879,000,000	3.87%
日本	株式	ダイキン工業	機械	825,000	13,690.00	11,294,250,000	15,125.00	12,478,125,000	3.75%
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,232,600	4,320.00	9,644,832,000	4,525.00	10,102,515,000	3.03%
日本	株式	テルモ	精密機器	1,484,000	5,940.00	8,814,960,000	6,730.00	9,987,320,000	3.00%
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	6,959,700	1,199.50	8,348,160,150	1,417.00	9,861,894,900	2.96%
日本	株式	ＴＯＴＯ	ガラス・土石製品	2,000,000	4,775.00	9,550,000,000	4,715.00	9,430,000,000	2.83%
日本	株式	信越化学工業	化学	852,600	10,555.00	8,999,193,000	10,065.00	8,581,419,000	2.58%
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,150,000	6,802.00	7,822,300,000	7,095.00	8,159,250,000	2.45%
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	2,300,000	3,050.00	7,015,000,000	3,310.00	7,613,000,000	2.29%
日本	株式	旭化成	化学	4,229,400	1,585.00	6,703,599,000	1,723.00	7,287,256,200	2.19%
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,190,000	5,153.00	6,132,070,000	5,999.00	7,138,810,000	2.14%
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	1,150,000	4,527.00	5,206,050,000	5,060.00	5,819,000,000	1.75%
日本	株式	三浦工業	機械	1,500,000	3,000.00	4,500,000,000	3,520.00	5,280,000,000	1.59%
日本	株式	キッコーマン	食料品	735,000	5,490.00	4,035,150,000	6,760.00	4,968,600,000	1.49%
日本	株式	住友化学	化学	7,450,000	619.00	4,611,550,000	665.00	4,954,250,000	1.49%
日本	株式	王子ホールディングス	パルプ・紙	5,762,000	713.00	4,108,306,000	825.00	4,753,650,000	1.43%
日本	株式	朝日インテック	精密機器	858,600	3,918.16	3,364,132,200	4,960.00	4,258,656,000	1.28%
日本	株式	ＯＳＧ	機械	1,600,000	2,365.00	3,784,000,000	2,587.00	4,139,200,000	1.24%
日本	株式	東レ	繊維製品	4,800,000	813.90	3,906,720,000	853.50	4,096,800,000	1.23%
日本	株式	三井物産	卸売業	1,995,000	1,791.00	3,573,045,000	2,020.50	4,030,897,500	1.21%
日本	株式	パナソニック	電気機器	2,948,400	1,345.00	3,965,598,000	1,323.50	3,902,207,400	1.17%
日本	株式	三菱電機	電気機器	2,455,600	1,481.50	3,637,971,400	1,556.50	3,822,141,400	1.15%
日本	株式	ホンダ	輸送用機器	1,100,000	3,318.00	3,649,800,000	3,439.00	3,782,900,000	1.14%
日本	株式	コマツ	機械	1,050,000	3,051.00	3,203,550,000	3,456.00	3,628,800,000	1.09%
日本	株式	D M G森精機	機械	1,775,000	1,743.00	3,093,825,000	1,898.00	3,368,950,000	1.01%
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	360,800	7,700.00	2,778,160,000	9,310.00	3,359,048,000	1.01%
日本	株式	商船三井	海運業	1,000,000	2,898.00	2,898,000,000	3,315.00	3,315,000,000	1.00%
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	1,348,800	2,272.50	3,065,148,000	2,403.50	3,241,840,800	0.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(ロ)種類別および業種別の投資比率

(2018年9月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	14.64
		機械	14.33
		電気機器	13.59
		精密機器	6.51
		輸送用機器	6.47
		ガラス・土石製品	5.74
		食料品	4.33
		ゴム製品	3.87
		鉱業	2.96
		小売業	2.26
		鉄鋼	2.02
		卸売業	1.89
		医薬品	1.82
		パルプ・紙	1.43
		繊維製品	1.23
		海運業	1.00
		非鉄金属	0.86
		陸運業	0.63
		サービス業	0.57
		その他製品	0.52
		石油・石炭製品	0.52
		建設業	0.43
		電気・ガス業	0.29
		空運業	0.27
		情報・通信業	0.06
		保険業	0.03
		水産・農林業	0.00
	外国	情報・通信業	0.09
合計			88.38

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2018年9月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第10計算期間末日 (2009年8月24日)	233,256,486,836	1.2879
第11計算期間末日 (2010年8月23日)	214,469,273,445	1.1316
第12計算期間末日 (2011年8月23日)	205,926,418,929	1.0501
第13計算期間末日 (2012年8月23日)	209,324,961,266	1.0200
第14計算期間末日 (2013年8月23日)	293,487,686,030	1.5389
第15計算期間末日 (2014年8月25日)	299,016,804,207	1.8400
第16計算期間末日 (2015年8月24日)	284,175,773,821	2.0615
第17計算期間末日 (2016年8月23日)	260,884,622,624	1.8913
第18計算期間末日 (2017年8月23日)	298,559,012,840	2.3368
第19期計算期間末日 (2018年8月23日)	310,610,652,327	2.5348
2017年9月末日	313,485,328,025	2.4764
2017年10月末日	326,602,900,500	2.6280
2017年11月末日	328,616,865,960	2.6651
2017年12月末日	336,887,238,481	2.7445
2018年1月末日	341,357,351,652	2.7898
2018年2月末日	327,788,099,658	2.6767
2018年3月末日	318,244,826,649	2.5971
2018年4月末日	328,368,730,087	2.6789
2018年5月末日	321,122,562,011	2.6251
2018年6月末日	316,470,083,435	2.5874
2018年7月末日	319,929,754,432	2.6141
2018年8月末日	317,533,620,686	2.5931
2018年9月末日	332,899,466,722	2.7247

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間（2008年8月26日から2009年8月24日まで）	0
第11計算期間（2009年8月25日から2010年8月23日まで）	0
第12計算期間（2010年8月24日から2011年8月23日まで）	0
第13計算期間（2011年8月24日から2012年8月23日まで）	0
第14計算期間（2012年8月24日から2013年8月23日まで）	0
第15計算期間（2013年8月24日から2014年8月25日まで）	0
第16計算期間（2014年8月26日から2015年8月24日まで）	0
第17計算期間（2015年8月25日から2016年8月23日まで）	0
第18計算期間（2016年8月24日から2017年8月23日まで）	0
第19計算期間（2017年8月24日から2018年8月23日まで）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第10計算期間（2008年8月26日から2009年8月24日まで）	9.77
第11計算期間（2009年8月25日から2010年8月23日まで）	12.14
第12計算期間（2010年8月24日から2011年8月23日まで）	7.20
第13計算期間（2011年8月24日から2012年8月23日まで）	2.87
第14計算期間（2012年8月24日から2013年8月23日まで）	50.87
第15計算期間（2013年8月24日から2014年8月25日まで）	19.57
第16計算期間（2014年8月26日から2015年8月24日まで）	12.04
第17計算期間（2015年8月25日から2016年8月23日まで）	8.26
第18計算期間（2016年8月24日から2017年8月23日まで）	23.56
第19計算期間（2017年8月24日から2018年8月23日まで）	8.47

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第10計算期間 (2008年8月26日から2009年8月24日まで)	30,739,745,716	9,435,700,931
第11計算期間 (2009年8月25日から2010年8月23日まで)	18,279,861,885	9,859,103,711
第12計算期間 (2010年8月24日から2011年8月23日まで)	16,324,358,319	9,747,498,930
第13計算期間 (2011年8月24日から2012年8月23日まで)	16,581,731,984	7,466,243,517
第14計算期間 (2012年8月24日から2013年8月23日まで)	14,051,369,134	28,568,939,880
第15計算期間 (2013年8月24日から2014年8月25日まで)	9,511,766,549	37,711,721,116
第16計算期間 (2014年8月26日から2015年8月24日まで)	7,996,027,434	32,658,282,586
第17計算期間 (2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8,595,394,213	8,503,223,086
第18計算期間 (2016年8月24日から2017年8月23日まで)	6,332,467,432	16,505,374,774
第19計算期間 (2017年8月24日から2018年8月23日まで)	6,607,256,597	11,833,540,335

(参考情報)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移

2014年8月	2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※ 1 万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※ 基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	88.4
(うち国内)	88.3
(うち海外)	0.1
(うち先物)	—
預金、その他の資産 (負債控除後)	11.6
合計	100.0

業種別比率（組入上位 10 業種）

業種名	比率(%)
化学	14.6
機械	14.3
電気機器	13.6
精密機器	6.5
輸送用機器	6.5
ガラス・土石製品	5.7
食料品	4.3
ゴム製品	3.9
鉱業	3.0
小売業	2.3

組入上位 10 銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	日本電産	5.0
		花王	4.1
		ブリヂストン	3.9
		ダイキン工業	3.7
		浜松ホトニクス	3.0
		テルモ	3.0
		国際石油開発帝石	3.0
		TOTO	2.8
		信越化学工業	2.6
		トヨタ自動車	2.5

※ 比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※ 外国株式：当社基準に則して、東証 33 業種に振り替えております。

※ 2018 年 9 月末日現在の数値です。

年間収益率の推移



※ 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※ 年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※ 2018 年は年初から 2018 年 9 月末日までの収益率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ 最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの受益権の募集は、申込期間中の委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内に行われます。申込みの受付けは、原則として、午後3時までとします。
- (2)受益権の申込単位は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3)申込手数料は、かかりません。
- (4)買付口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌営業日における基準価額とします。
- (5)当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- (6)委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、購入の実行の請求の受付けを中止することができます。購入の実行の請求の受付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその購入の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に購入の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (7)申込(販売)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

- (注)申込者は、委託会社または販売会社に、申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。請求の受付けは、原則として、午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の実行の請求は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める解約単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約口数の計算は、原則として、申込日の翌営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。
- (4) 信託財産留保金は、ありません。
- (5) 手取り金額(解約代金)は、解約口数に、解約価額(一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額)を乗じたものから源泉徴収税額を控除した額となります。なお、税金について、詳しくは「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から支払われます。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (8) 換金(解約)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

< 照会先 >

委託会社	さわかみ投信株式会社
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(注) 一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(主な評価方法)

イ．株式等

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。（外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日）

ロ．公社債等

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

ハ．外貨建資産

原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

ニ．外貨為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

< 基準価額の照会先 >

委託会社	さわかみ投信株式会社
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30(土、日、祝除く)
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、無期限です。ただし、後述の「(5)その他 信託の終了」の場合、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月24日から翌年8月23日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

イ．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、前イ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託契約の解約をしません。

ホ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- チ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更 二．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- リ．後述の「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い ロ．」に該当することとなったとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、前イ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ホ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前イ．から前ホ．の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sawakami.co.jp/>

投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前述の「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に、原則として税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日(償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。)から起算して5営業日目)から、委託会社または販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3)一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、直接または販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。(詳しくは、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約(前述の「3 資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了」)、または信託約款の変更(「同 信託約款の変更」)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2017年8月24日から2018年8月23日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

さわかみファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	550,340,230	870,133,750
金銭信託	742,923	745,762
コール・ローン	36,763,000,000	36,841,000,000
株式	261,576,776,040	273,228,439,950
未収入金	173,355,484	50,290,216
未収配当金	514,204,050	603,107,930
流動資産合計	299,578,418,727	311,593,717,608
資産合計	299,578,418,727	311,593,717,608
負債の部		
流動負債		
未払金	-	29,815,202
未払解約金	198,987,879	86,988,094
未払受託者報酬	82,041,782	86,626,183
未払委託者報酬	738,376,226	779,635,802
流動負債合計	1,019,405,887	983,065,281
負債合計	1,019,405,887	983,065,281
純資産の部		
元本等		
元本	*1 127,765,957,706	*1 122,539,673,968
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	170,793,055,134	188,070,978,359
（分配準備積立金）	109,553,349,765	121,986,938,700
元本等合計	298,559,012,840	310,610,652,327
純資産合計	*3 298,559,012,840	*3 310,610,652,327
負債純資産合計	299,578,418,727	311,593,717,608

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 (自 2016年8月24日 至 2017年8月23日)	第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
営業収益		
受取配当金	4,783,292,056	5,197,064,458
受取利息	1,640,232	6,554,188
有価証券売買等損益	58,629,837,974	23,890,496,028
為替差損益	47,900,000	9,115,544
その他収益	1,901,723	2,084,441
営業収益合計	63,464,571,985	29,105,314,659
営業費用		
支払利息	34,227,451	32,666,567
受託者報酬	313,953,365	349,118,266
委託者報酬	2,825,580,909	3,142,065,136
その他費用	635,474	392,749
営業費用合計	3,174,397,199	3,524,242,718
営業利益又は営業損失（ ）	60,290,174,786	25,581,071,941
経常利益又は経常損失（ ）	60,290,174,786	25,581,071,941
当期純利益又は当期純損失（ ）	60,290,174,786	25,581,071,941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,232,824,081	3,182,502,441
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	122,945,757,576	170,793,055,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,585,161,296	10,752,150,135
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,585,161,296	10,752,150,135
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,795,214,443	15,872,796,410
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,795,214,443	15,872,796,410
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	170,793,055,134	188,070,978,359

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
(1) 株式	移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	
(1) 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	
(1) 受取配当金の計上基準	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。
(2) 有価証券売買等損益の計上基準	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 127,765,957,706口	*1. 計算期間末日における受益権の総数 122,539,673,968口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 2.3368円 (10,000口当たり純資産額 23,368円)	*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 2.5348円 (10,000口当たり純資産額 25,348円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 (自 2016年8月24日 至 2017年8月23日)	第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
*1．分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,281,163,275円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(29,185,921,504円)、投資信託約款に規定される収益調整金(92,336,098,274円)及び分配準備積立金(76,086,264,986円)より分配対象額は201,889,448,039円(1口当たり1.5801円)でありましたが、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配しておりません。	*1．分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,366,499,320円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(18,032,070,180円)、投資信託約款に規定される収益調整金(94,127,270,649円)及び分配準備積立金(99,588,369,200円)より分配対象額は216,114,209,349円(1口当たり1.7636円)でありましたが、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配しておりません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第18期計算期間 (自 2016年8月24日 至 2017年8月23日)	第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、ビジネスリスク、為替変動リスク、カントリーリスク、ファンド資産の流出によるリスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価に関する事項

第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 (自 2016年8月24日 至 2017年8月23日)	第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第19期計算期間 (自 2017年8月24日 至 2018年8月23日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
期首元本額 137,938,865,048円	期首元本額 127,765,957,706円
期中追加設定元本額 6,332,467,432円	期中追加設定元本額 6,607,256,597円
期中一部解約元本額 16,505,374,774円	期中一部解約元本額 11,833,540,335円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
株式	53,500,225,891円	21,988,236,224円
合計	53,500,225,891円	21,988,236,224円

3. デリバティブ取引関係

第18期計算期間末 (2017年8月23日現在)	第19期計算期間末 (2018年8月23日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

イ.株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	200	604	120,800	
	国際石油開発帝石	6,959,700	1,199.5	8,348,160,150	
	ショーボンドホールディングス	100,000	7,560	756,000,000	
	日揮	200,000	2,105	421,000,000	
	中部飼料	340,000	1,421	483,140,000	
	ヤクルト本社	360,800	7,700	2,778,160,000	
	キリンホールディングス	825,000	2,567	2,117,775,000	
	伊藤園	540,000	4,755	2,567,700,000	
	キッコーマン	735,000	5,490	4,035,150,000	
	味の素	225,000	1,930.5	434,362,500	
	東レ	4,800,000	813.9	3,906,720,000	
	王子ホールディングス	5,762,000	713	4,108,306,000	
	クラレ	980,000	1,592	1,560,160,000	
	旭化成	4,229,400	1,585	6,703,599,000	
	住友化学	7,450,000	619	4,611,550,000	
	クレハ	110,000	7,480	822,800,000	
	信越化学工業	852,600	10,555	8,999,193,000	
	日本触媒	180,000	8,200	1,476,000,000	
	J S R	500,000	2,136	1,068,000,000	
	ダイセル	1,000,000	1,232	1,232,000,000	
	花王	1,500,000	8,270	12,405,000,000	
	関西ペイント	350,000	2,143	750,050,000	
	富士フイルムホールディングス	343,200	4,610	1,582,152,000	
	高砂香料工業	200,300	3,840	769,152,000	
	メック	550,000	1,866	1,026,300,000	
	デクセリアルズ	479,400	1,117	535,489,800	
	日東電工	250,000	8,268	2,067,000,000	
	ユニ・チャーム	188,700	3,388	639,315,600	
	協和発酵キリン	1,240,000	1,940	2,405,600,000	
	ツムラ	300,000	3,700	1,110,000,000	
	生化学工業	100,000	1,506	150,600,000	
	沢井製薬	250,000	5,800	1,450,000,000	
	サンバイオ	139,700	3,340	466,598,000	
	J X T Gホールディングス	2,000,000	778.8	1,557,600,000	
	ブリヂストン	3,000,000	4,045	12,135,000,000	
	T O T O	2,000,000	4,775	9,550,000,000	
	日本ガイシ	1,100,000	1,808	1,988,800,000	
	日本特殊陶業	2,300,000	3,050	7,015,000,000	
	新日鐵住金	1,348,800	2,272.5	3,065,148,000	
	東京製鐵	400,000	908	363,200,000	
	大同特殊鋼	394,000	5,140	2,025,160,000	
	日立金属	794,300	1,250	992,875,000	
	D O W Aホールディングス	300,000	3,290	987,000,000	
	住友電気工業	1,000,000	1,751	1,751,000,000	
	三浦工業	1,500,000	3,000	4,500,000,000	
	O S G	1,600,000	2,365	3,784,000,000	

D M G 森精機	1,775,000	1,743	3,093,825,000
ディスコ	150,000	18,030	2,704,500,000
S M C	65,000	37,200	2,418,000,000
コマツ	1,050,000	3,051	3,203,550,000
クボタ	395,000	1,682.5	664,587,500
西島製作所	290,200	1,019	295,713,800
ダイキン工業	825,000	13,690	11,294,250,000
椿本チエイン	2,257,000	972	2,193,804,000
日本精工	2,000,000	1,218	2,436,000,000
N T N	4,500,000	438	1,971,000,000
T H K	378,800	2,886	1,093,216,800
マキタ	400,000	4,855	1,942,000,000
三菱重工業	604,700	4,156	2,513,133,200
日立製作所	953,000	717.1	683,396,300
三菱電機	2,455,600	1,481.5	3,637,971,400
安川電機	780,000	3,610	2,815,800,000
日本電産	1,025,000	15,250	15,631,250,000
パナソニック	2,948,400	1,345	3,965,598,000
ヒロセ電機	48,900	12,360	604,404,000
フェローテックホールディングス	200,000	1,402	280,400,000
スタンレー電気	150,000	3,695	554,250,000
ファナック	40,000	21,635	865,400,000
浜松ホトニクス	2,232,600	4,320	9,644,832,000
村田製作所	72,800	18,020	1,311,856,000
K O A	450,000	2,093	941,850,000
キヤノン	772,000	3,500	2,702,000,000
デンソー	1,190,000	5,153	6,132,070,000
トヨタ自動車	1,150,000	6,802	7,822,300,000
ホンダ	1,100,000	3,318	3,649,800,000
スズキ	380,000	7,274	2,764,120,000
テルモ	1,484,000	5,940	8,814,960,000
マニー	500,000	4,685	2,342,500,000
トプコン	500,000	1,797	898,500,000
H O Y A	400,000	6,536	2,614,400,000
朝日インテック	851,000	3,915	3,331,665,000
ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	10,000	1,148	11,480,000
C Y B E R D Y N E	900,000	837	753,300,000
パラマウントベッドホールディングス	310,000	4,940	1,531,400,000
東京ガス	350,000	2,665	932,750,000
ヤマトホールディングス	600,000	3,389	2,033,400,000
商船三井	1,000,000	2,898	2,898,000,000
A N A ホールディングス	230,000	3,853	886,190,000
カナミックネットワーク	89,800	2,082	186,963,600
三井物産	1,995,000	1,791	3,573,045,000
三菱商事	650,000	3,090	2,008,500,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,150,000	4,527	5,206,050,000
ハンズマン	890,000	1,261	1,122,290,000
コメリ	240,000	2,654	636,960,000
ライフネット生命保険	201,300	483	97,227,900

計	リニカル	182,200	1,682	306,460,400	
	J Pホールディングス	200,000	306	61,200,000	
	ダイセキ	480,000	2,871	1,378,080,000	
	銘柄数：98	103,630,400	-	272,958,136,750	
	組入時価比率：87.9%			99.9%	
米ドル 計	O R A C L E C O	50,000	48.8	2,440,000	
	銘柄数：1	50,000	-	2,440,000	
	組入時価比率：0.1%			(270,303,200)	0.1%
合計		103,680,400	-	273,228,439,950	(270,303,200)

（注1）小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）です。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率です。

ロ.株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年9月末日現在)

資産総額	333,662,897,678 円
負債総額	763,430,956 円
純資産総額 (-)	332,899,466,722 円
発行済数量	122,178,656,736 口
1単位当たり純資産額 (/)	2.7247 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取扱い
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(注)当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2018年9月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)会社の機構(2018年9月末日現在)

会社の機構

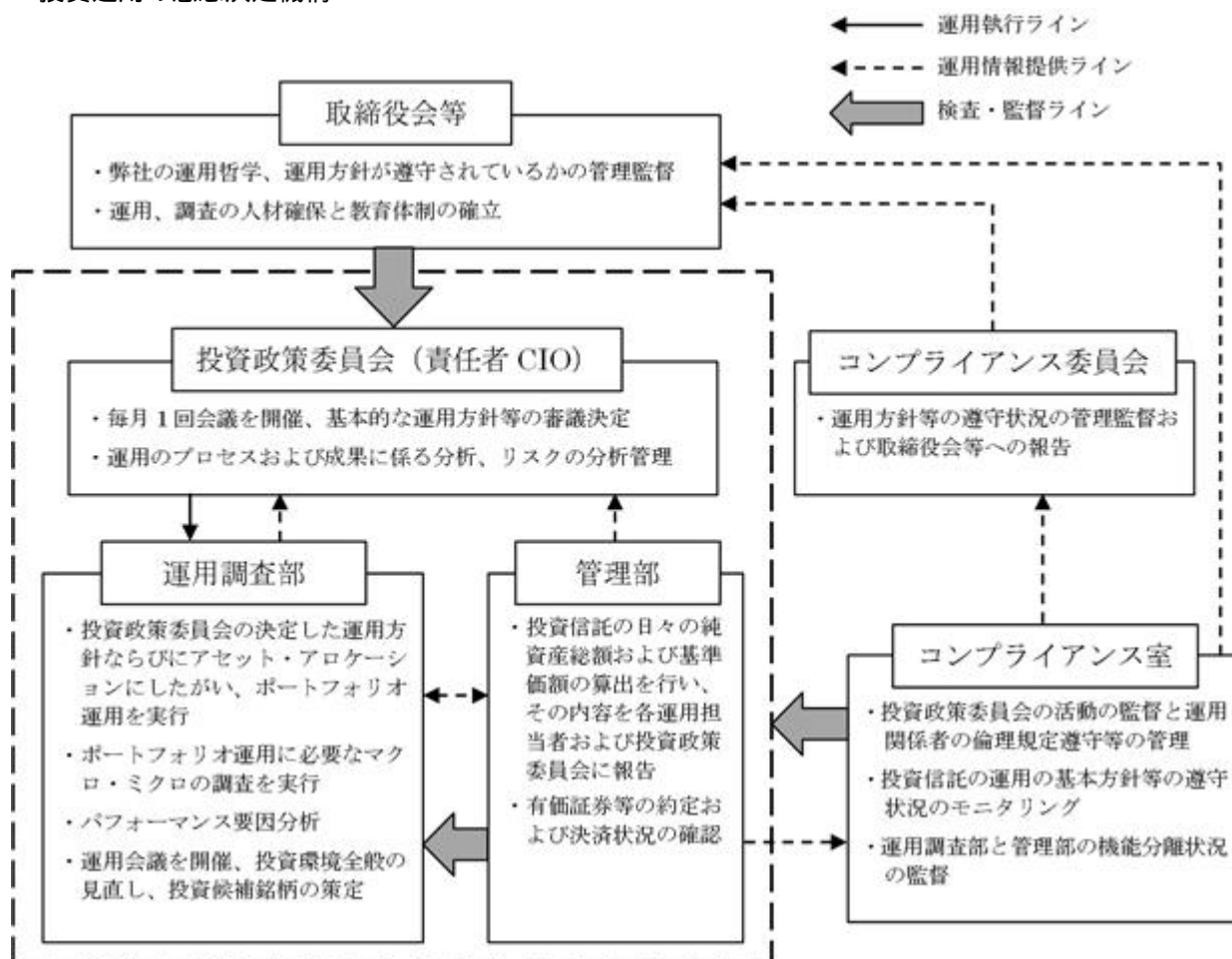
委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2018年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は332,899,466,722円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2 . 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第21期事業年度 （平成29年3月31日現在）	第22期事業年度 （平成30年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,561,946	2,133,702
直販顧客分別金信託	525,199	542,199
未収委託者報酬	286,186	305,139
前払費用	6,927	6,553
繰延税金資産	35,620	44,438
その他	2,945	3,159
流動資産合計	2,418,826	3,035,193
固定資産		
有形固定資産 1		
建物（純額）	63,935	55,214
器具備品（純額）	4,994	3,502
リース資産（純額）	12,580	8,500
有形固定資産合計	81,510	67,217
無形固定資産		
ソフトウェア	59,603	17,878
その他	153	45
無形固定資産合計	59,756	17,923
投資その他の資産		
投資有価証券	899,905	1,041,044
長期差入保証金	55,826	55,826
その他	736	11,886
投資その他の資産 合計	956,468	1,108,757
固定資産合計	1,097,735	1,193,898
資産合計	3,516,562	4,229,091

（単位：千円）

	第21期事業年度 （平成29年3月31日現在）	第22期事業年度 （平成30年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
リース債務	4,406	4,406
預り金 2	340,249	367,099
未払金	50,563	66,227
未払法人税等	120,839	327,001
未払消費税等	17,551	46,647
賞与引当金	25,500	18,000
マイナンバー関連引当金	75,969	71,722
流動負債合計	635,079	901,105
固定負債		
リース債務	9,180	4,773
繰延税金負債	108,733	150,145
資産除去債務	37,107	37,158
固定負債合計	155,020	192,077
負債合計	790,100	1,093,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,072,861	2,384,386
利益剰余金合計	2,152,861	2,464,386
株主資本合計	2,472,861	2,784,386
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	253,600	351,522
評価・換算差額等合計	253,600	351,522
純資産合計	2,726,461	3,135,908
負債・純資産合計	3,516,562	4,229,091

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第21期事業年度 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）	第22期事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,475,231	2,829,529
その他売上	2,242	5,976
営業収益合計	2,477,473	2,835,505
営業費用		
支払手数料	233,557	229,800
広告宣伝費	31,692	138,311
調査費	14,090	14,610
委託計算費	29,639	31,240
営業雑経費	107,530	180,386
通信費	88,410	115,179
印刷費	7,511	18,521
マイナンバー関連引当金繰入額	8,459	-
その他	3,149	46,686
営業費用合計	416,511	594,350
一般管理費		
給与	396,200	373,559
役員報酬	60,355	61,370
給与手当	296,934	290,723
賞与	38,893	21,466
雑給	17	-
法定福利費	55,962	51,096
賞与引当金繰入額	25,500	18,000
業務委託費	33,846	38,761
交際費	558	668
旅費交通費	24,167	27,111
租税公課	21,592	26,926
不動産賃借料	62,474	59,107
固定資産減価償却費	113,774	56,126
その他	166,840	72,350
一般管理費合計	900,918	723,707
営業利益	1,160,043	1,517,447

（単位：千円）

	第21期事業年度 （自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）	第22期事業年度 （自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）
営業外収益		
受取利息	15	20
雑収入	135	56
営業外収益合計	150	77
営業外費用		
支払利息	4,520	2,249
雑損失	430	594
営業外費用合計	4,951	2,843
経常利益	1,155,243	1,514,681
税引前当期純利益	1,155,243	1,514,681
法人税、住民税及び事業税	334,934	478,976
法人税等調整額	22,122	10,622
法人税等合計	357,057	468,353
当期純利益	798,185	1,046,328

（３）【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	320,000	80,000	1,694,676	1,774,676	2,094,676
当期変動額					
剰余金の配当			420,001	420,001	420,001
当期純利益			798,185	798,185	798,185
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	378,184	378,184	378,184
当期末残高	320,000	80,000	2,072,861	2,152,861	2,472,861

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	163,409	163,409	2,258,086
当期変動額			
剰余金の配当			420,001
当期純利益			798,185
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	90,190	90,190	90,190
当期変動額合計	90,190	90,190	468,375
当期末残高	253,600	253,600	2,726,461

第22期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	320,000	80,000	2,072,861	2,152,861	2,472,861
当期変動額					
剰余金の配当			734,803	734,803	734,803
当期純利益			1,046,328	1,046,328	1,046,328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	311,524	311,524	311,524
当期末残高	320,000	80,000	2,384,386	2,464,386	2,784,386

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	253,600	253,600	2,726,461
当期変動額			
剰余金の配当			734,803
当期純利益			1,046,328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	97,922	97,922	97,922
当期変動額合計	97,922	97,922	409,447
当期末残高	351,522	351,522	3,135,908

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

マイナンバー関連引当金

顧客マイナンバー収集等に備えるため、費用見込みについて合理的に見積ることができるものについて計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１ 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	第21期事業年度 （平成29年３月31日現在）	第22期事業年度 （平成30年３月31日現在）
建物	19,815	28,535
器具備品	25,667	27,160
リース資産	7,820	11,900

２ 預り金

（単位：千円）

	第21期事業年度 （平成29年３月31日現在）	第22期事業年度 （平成30年３月31日現在）
投資信託の直接販売に伴う 顧客からの預り金	12,023	41,549

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第21期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第21期事業年度期首 株式数	増加	減少	第21期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通 株式	126,000	116,667	平成28年3月31日	平成28年6月16日
平成28年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	294,000	116,667	平成28年3月31日	平成28年6月16日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	100,440	93,000	平成29年3月31日	平成29年6月15日
平成29年6月15日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	234,360	93,000	平成29年3月31日	平成29年6月15日

第22期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第22期事業年度期首 株式数	増加	減少	第22期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通 株式	100,440	93,000	平成29年3月31日	平成29年6月15日
平成29年6月15日 定時株主総会	甲種類 株式	234,360	93,000	平成29年3月31日	平成29年6月15日

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年9月21日 臨時株主総会	普通 株式	120,000	111,112	平成29年8月31日	平成29年9月21日
平成29年9月21日 臨時株主総会	甲種類 株式	280,002	111,112	平成29年8月31日	平成29年9月21日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月15日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	129,600	120,000	平成30年3月31日	平成30年6月15日
平成30年6月15日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	302,400	120,000	平成30年3月31日	平成30年6月15日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

（１）所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（２）所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 顧客送付レポート作成に使用する印刷機等であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

２．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。余資は当社が運用指図するさわかみファンドで運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の３ヶ月毎の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日）の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するさわかみファンドのみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券であるさわかみファンドについては、経理規程に基づき、十分な余資をもって運用しており、また、当ファンドは短期的な市場動向ではなく長期スタンスの運用を行っているため、市場リスクに関する定量的分析は行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第21期事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,561,946	1,561,946	-
(2) 直販顧客分別金信託	525,199	525,199	-
(3) 未収委託者報酬	286,186	286,186	-
(4) 投資有価証券	899,905	899,905	-
資産計	3,273,238	3,273,238	-
(1) 預り金	340,249	340,249	-
(2) 未払金	50,563	50,563	-
(3) 未払法人税等	120,839	120,839	-
負債計	511,652	511,652	-

第22期事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,133,702	2,133,702	-
(2) 直販顧客分別金信託	542,199	542,199	-
(3) 未収委託者報酬	305,139	305,139	-
(4) 投資有価証券	1,041,044	1,041,044	-
資産計	4,022,086	4,022,086	-
(1) 預り金	367,099	367,099	-
(2) 未払金	66,227	66,227	-
(3) 未払法人税等	327,001	327,001	-
負債計	760,328	760,328	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	第21期事業年度 (平成29年3月31日現在)	第22期事業年度 (平成30年3月31日現在)
長期差入保証金	実質的な預託期間を算定することが困難なため、時価を把握することが極めて困難であると認められるため開示しておりません。	

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第21期事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,561,946	-	-	-
直販顧客分別金信託	525,199	-	-	-
未収委託者報酬	286,186	-	-	-
合計	2,373,332	-	-	-

第22期事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,133,702	-	-	-
直販顧客分別金信託	542,199	-	-	-
未収委託者報酬	305,139	-	-	-
合計	2,981,041	-	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

第21期事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	899,905	534,382	365,523
小計	899,905	534,382	365,523
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	899,905	534,382	365,523

第22期事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,041,044	534,382	506,662
小計	1,041,044	534,382	506,662
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,041,044	534,382	506,662

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	第21期事業年度 (平成29年3月31日)	第22期事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
賞与引当金	7,869	5,511
未払事業税	3,235	15,974
マイナンバー関連引当金	23,444	21,961
その他	1,433	1,081
繰延税金負債（流動）との相殺	362	90
計	35,620	44,438
繰延税金資産（固定）		
システム開発費用	241	-
資産除去債務	11,362	11,377
一括償却資産	234	1,088
繰延税金負債（固定）との相殺	11,837	12,466
計	-	-
繰延税金資産合計	35,620	44,438
繰延税金負債（流動）		
労働保険料確定差額還付	362	90
繰延税金資産（流動）との相殺	362	90
計	-	-
繰延税金負債（固定）		
その他有価証券評価差額金	111,923	155,139
資産除去債務に対応した除去費用	8,648	7,471
繰延税金資産（固定）との相殺	11,837	12,466
計	108,733	150,145
繰延税金負債合計	108,733	150,145

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

（１）資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01％又は0.15％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第21期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第22期事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
期首残高	37,056	37,107
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	51	51
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	37,107	37,158

（セグメント情報等）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

１．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90％を超えるため、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90％を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

第21期事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 さわかみ ホール ディング ス	東京都 千代田 区	8,000	投資業 務	被所有 100	事務所不動 産の貸借 役員の兼任	事務所不動 産の貸借	59,534	長期 差入 保証 金	55,806
							事務所不動 産の差入保 証金の返金	520		

第22期事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 さわかみ ホール ディング ス	東京都 千代田 区	8,000	投資業 務	被所有 100	事務所不動 産の貸借 役員の兼任	事務所不動 産の貸借	59,107	長期 差入 保証 金	55,806

（注）１ 取引金額・期末残高には消費税等が含まれておりません。

２ 取引条件及び取引条件の決定方針等

- （１）賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- （２）長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社さわかみホールディングス（非上場）

（１株当たり情報）

	第21期事業年度 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）	第22期事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）
１株当たり純資産額	757,350円43銭	871,085円72銭
１株当たり当期純利益	221,718円24銭	290,646円67銭

（注）１ 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２ １株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第21期事業年度 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）	第22期事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）
損益計算書上の当期純利益	798,185千円	1,046,328千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	798,185千円	1,046,328千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2018年9月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2018年9月末日現在)	事業の内容
ひろぎん証券株式会社*	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*ひろぎん証券株式会社は、2016年6月1日より当ファンドの募集の取扱いおよび販売は行っていません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、ならびに信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通りです。

2017年11月22日	有価証券報告書
2017年11月22日	有価証券届出書
2018年5月22日	半期報告書
2018年5月22日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月 7 日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人 指定社員	公認会計士 高木康行	印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士 猿渡裕子	印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2018年10月11日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人			
指定社員	公認会計士 高木康行	印	
業務執行社員			
指定社員	公認会計士 猿渡裕子	印	
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているさわかみファンドの2017年8月24日から2018年8月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみファンドの2018年8月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。